

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部の事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項又は第2項の保健事業の実施に関する事務 ⑧ 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	MCWEL、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、住民健康管理システムTIARA
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 83の項 【情報照会の根拠】 82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 保険年金課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1482
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 保険年金課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1482

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(新たに追加)	⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項又は第2項の保健事業の実施に関する事務	事後	
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(新たに追加)	⑧ 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(新たに追加)	住民健康管理システムTIARA	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 川原崎 義男	保険年金課長 深澤 裕彦	事後	
平成28年9月12日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 深澤 裕彦	保険年金課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和3年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 83の項 【情報照会の根拠】 82の項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 83の項 【情報照会の根拠】 82の項	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	